

弁護士白書から読み取れること

伊澤正之（栃木県弁護士会）

刊行されたばかりの弁護士白書2016年版を手にすることが出来た。弁護士白書に記載されている数字のあつかいについては、いくつか問題のあることが指摘されている。しかし、そのことを割り引いても、弁護士白書から見えてくるものがある。それは、弁護士人口の激増による弊害と、法曹養成制度の崩壊である。

1950年には5,827人だった弁護士数が、2016年には37,680人となっている。他の統計指数の基準となっている2004年が20,224人であったことと比較しても激増していることが見て取れる。司法改革の名の元に、法曹人口の飛躍的拡大へと舵を切った際には、日本の法曹人口は少なすぎる、フランス並にするには年間合格者3000人、実働法曹人口5万人という目標が掲げられた。その時には、反対する側からは、日本に他国にはない隣接士業を考慮に入れない議論は間違っているとの批判がなされた。2016年版弁護士白書では、その点を考慮して弁理士、税理士、司法書士、行政書士などの隣接士業の人口も合算した各国比較のグラフも掲載されている。これによると、目標としたフランスはとっくに追い抜き2016年には弁護士一人あたりの国民数がフランスが1,071人であるところ、我が国の隣接士業を含めた弁護士一人あたりの国民数は663人となっている。

ではその間の事件数はどうなっているのか。地裁民事第一審通常事件は、過払いバブルと言われた2009年に235,508件が最多となったが、2015年は143,816件とそれほどの増加はない。簡裁民事第一審通常事件は、同様に過払いバブルの2010年に632,443件と最多になったが2015年は321,827件となっている。刑事事件については、地裁では2005年に79,203件と最多となったがその後は減少を続け、2015年には54,297件となっている。簡裁でも、2005年に14,549件と最多となったがその後は減少を続け、2015年には6,590件となっている。家事事件のみ増加しているが、1995年が412,031件だったものが2015年に969,953件となっている。

このような弁護士人口の激増の一方で裁判所での事件数が増えていないことは、これから法曹を目指そうとする法曹志願者の激減を招いている。法科大学院志願者の推移を見ると、2004年は72,800人であったものが、2016年には8,274人とほぼ10分の1に激減している。特に、社会人、非法学部出身の入学者の激減は目を覆うばかりである。2004年は前者が2,792人、後者が1,988人であったところ、2016年には前者が363人、後者が268人にまで減少している。この現状を、法科大学院制度を推進してきた方達はどのように総括するのであろうか。

これまで見てきたように日弁連が公表している数字からだけでも、司法改革の名の元になされた弁護士人口の激増、法科大学院を中核とする法曹養成制度改革（改悪か？）が完全に失敗したことは明白である。ではどうすれば良いのか。古人曰く、過ちて改めざる、これを過ちという。そうです、直ちに、これまでの誤った路線を撤回すべきである。